

国分寺市教育委員会議事録・第11号

会議の種類 第9回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和6年9月30日(月) 午後1時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 教育資料室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理人	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子

(説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	高 橋 美 香
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	諸 橋 広 光
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
市史編さん室長	依 田 亮 一
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 1人

〔開会と署名委員の指名〕

午後1時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、4番大木教育長職務代理者を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・令和6年7月25日開催の令和6年第7回国分寺市教育委員会定例会議事録第8号

〔教育長等の報告〕

教育長 本日もお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日は午後からの開催となりました。午前中に新庁舎の引渡し式に参加し、非常にきれいな庁舎ができていて、入るのが楽しみだと思いました。年末に向け、移転準備も進めなくてはいけない状況で、来年1月6日の新庁舎での業務開始に向け、しっかり準備していきたいと思います。

本日、武内委員及び藤井委員は、公務のため欠席です。

ここで1件報告します。本日午前4時頃、国分寺市西恋ヶ窪三丁目付近で強盗事件が発生し、被害者は自宅に侵入されて脅された上、けがをさせられ、犯人はいまだ逃走中です。

各学校の対応として、登校している児童・生徒をしっかりと確認し、併せて出勤した教員による見守り等も進めています。登校後は正門等も含めて巡回し、警備の強化を図っています。また児童・生徒に対して放課後の過ごし方や下校の仕方等も指導しました。

今後、保護者へ通知し、安全の確保に努めてもらいたいと思っています。明朝の対応が必要な状況になるかもしれませんので、ひとまず現在の状況を報告しました。

〔議事〕

1 議案第46号 国分寺市における通学区域弾力的運用の審査基準及び標準処理期間の一部改正について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

国分寺市立学校の通学区域弾力的運用の審査基準を明確にするため、改正する必要がある。

学務課長 指定校を変更する際の基準を明確化したく、改正をお願いするものです。

資料3・4ページの新旧対照表を御覧ください。左側は現行、右側が改正案です。4ページ中段のウが本改正の対象となる規定です。現行には「共働き家庭、ひとり親家庭等の理由で、保護者の勤務先の住所を配慮した指定校以外の学校へ就学を希望する場合」とあり、特に後段の「保護者の勤務先の住所を配慮した」という箇所は、運用上、自営業先の店舗や勤務先の一時預かり先等への帰宅を扱っていましたが、これがどのようなケースを示すのか分かりにくいと、就学相談等で意見をいただきました。

そこで他市の規定状況等を踏まえ、改正案のとおり改正したいと考えています。

併せて、「(9) その他、特別な事情により、教育長が相当の理由があると認める場合」を今回加えました。審査基準に当てはまらないケースでも、過去の経緯やそのほかの事情に類推されるものについて、相当な理由があった場合は、審査基準にあてはまるとみなしてきましたが、そちらを明文化したものです。

そのほか全体的に、市の文書基準に合わせて、カンマを読点に変更する改正を行っています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理人 改正の理由は理解しました。ここで明確化した理由について、何か不都合があったかなど、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

学務課長 現状、市民や保護者から、特に勤務先の住所等を考慮するという考え方は、例えば学童保育所への入所等が理由として考えられるのではないかとお問合せをいただきましたが、先ほど説明したとおり、審査基準の趣旨として、そうしたものは含まれず、混乱が生じないよう事前に明確化したいというのが本改正の趣旨です。

大木教育長職務代理人 つまり、現在の表現では本来の趣旨が非常に曖昧になり、解釈が多様になるため、本来の趣旨に合わせて明文化したという理解でよいでしょうか。

学務課長 そのとおりです。

大木教育長職務代理人 承知しました。より本来の趣旨を明確化し、市民の公平性の観点からも基準をしっかりと示し、かつ、必要があれば新たに追加された(9)の条項で対応いただけたと思いますので、市民の皆様にも不都合がないように検討いただければと思います。

辻委員 現行には、「共働き家庭、ひとり親家庭等の理由で」とありますが、改正案では、「児童の保護者が共働き又はひとり親家庭のため」となり、「等」という字が抜けています。このことについてお尋ねしますが、保護者の中には共働きやひとり親家庭でなくても、どちらかの保護者に障害や病気があるなどの事情で事実上ひとり親のような状態になり、子どもの養育に当たっている家庭も想像されます。そうした家庭が就学先の変更を希望する事情が生じたときに、「等」という文字がなくなったため、これに当たらず認められないということにならないように、(9)の「相当の理由があると認める場合」で十分考慮いただければと思いました。この点はいかがでしょう。

学務課長 本改正後のウを規定するに当たり、近隣市の規定状況等も参考にした経緯があり、その中で「等」が含まれていなかったことが、今回の規定の理由です。

言及されたようなケースが発生した場合は、新しい9号を直接適用するという考え方もありますし、改正されたウを類推的に適用するという、様々な形での柔軟な対応も可能と考えていますので、規定はこのとおり明確なものにできればと思います。

辻委員 現状では想像もつかないような様々な事情を抱えた家庭が生じる可能性もあると思いますので、一人ひとりの児童や保護者の状況をきめ細かく見て、柔軟な運用をしていただくようにお願いします。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第47号 国分寺市立第四小学校主任学校医の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市立第四小学校主任学校医が令和6年9月30日付をもって辞任することに伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則(平成11年教委規則第2号)第2条第1項の規定により、令和6年10月1日付で新たな主任学校医を委嘱する必要がある。

学務課長 令和6年9月30日付で国分寺市立第四小学校の学校医から、一身上の都合に

より辞任したい旨の申出がありました。よって、規則に基づき従前のおり国分寺市医師会に対して学校医の推薦を依頼し、9月18日付で新たな推薦状をいただきました。

裏面の解嘱者名簿及び候補者名簿を御覧ください。第四小学校の新たな学校医として、富士川善直先生の後任に町田亜紀子先生を選任したいと考えています。後任者の任期は、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則の第3条第2項の規定により、前任者の残任期間を任期とすることとなっていますので、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとなります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

3 議案第48号 国分寺市社会教育委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市社会教育委員の設置に関する条例（昭和35年条例第4号）第2条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

社会教育課長 国分寺市社会教育委員として森山進一郎氏を委嘱したいというものです。森山氏は現在、東京学芸大学教育学部健康・スポーツ科学講座の准教授で、平成30年4月から令和4年3月まで国分寺市社会教育委員を務めていました。1年間の海外赴任を経て、本年8月に帰国しており、改めてお願いしたところ、快く引受けていただいたため、再度委嘱するものです。これにより社会教育委員の定数12名中10名となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 海外留学からお戻りになられたということで、また引き続きお願いするものです。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

な し

〔報告〕

1 第3次国分寺市教育ビジョン（案）へのパブリック・コメントの実施について

(事務局からの説明)

教育総務課長 昨年度から本市教育委員会において策定・検討作業に取り組んできた表記計画（案）がまとまり、そのパブリック・コメントの実施について、承認いただきたいというものです。資料No.1を御覧ください。

項番2「意見の募集期間」は10月18日から11月18日までの約1か月間を予定しています。

項番3「公表場所」は記載のとおり全庁で統一された場所に公表資料を備え付けます。

「意見の提出方法及び提出先」並びに「意見を提出できる方」は、項番4及び項番5のとおりです。

その他、「結果の公表予定、公表場所」などは、項番6以降に記載のとおりですので、御覧いただきたいと思います。

次に「第3次国分寺市教育ビジョン（案）」を御覧ください。こちらは約1年半にわたり協議・検討を重ね、先日の本委員会や市議会、常任委員会の報告を経て取りまとめたパブリック・コメント実施の最終案です。非常にボリュームがありますので、前回、教育委員の皆様より御意見を頂戴した部分を中心に簡単に説明します。

まず、全ての人がほっとできる場所、環境づくりについて、辻委員から御意見がありましたが、70ページ「施策の方向性Ⅲ－2 地域コミュニティの基盤を支える学習環境をつくります」の72ページ「取組の柱1 地域コミュニティへの参加促進」から77ページ「取組の柱3 循環する学びの支援」までの施策体系の中で、社会教育分野を中心に各取組を整理し、位置付けています。

次に、今回から新たに各取組に関連する話題や豆知識などを分かりやすくまとめ、掲載した「コラム欄」について、59ページの「コラム5」を御覧ください。後段部分に、システムのクラウド化により、例えば子育てや介護等を行っている教員などの様々なライフスタイルの変化へ対応することで、各教員の柔軟な働き方が可能になる旨の表記を追記し、より分かりやすい説明としました。

次に77ページ「コラム9」です。最後の3行に、わんぱく学校の活動などを通じた青少年地域リーダーの育成が、本市が目指す学びの循環の推進に寄与する旨を追記しています。

その他、全体的に、各目標値の数値の表記なども再検討の上、一定程度見直しているほか、文言の統一化を行うなどの整理も行い、併せて24・25ページの体系表に、より検索がしやすいように、巻頭の目次に加えて、取組の柱の各項目にも該当ページを追記しています。

以上、簡単な説明ですが、本冊子の他の記載箇所についてはお読み取りいただきたく、よろしくお願いいたします。

最後に、今後のスケジュールですが、資料の最初から3ページ目、表の一番下段「市民説明会」をパブリック・コメント開始後に実施する予定です。その後、今年度内の計画策定に向けて、このスケジュール表のとおり所要の各手続などを予定しています。

報告は以上です。

（意見・質疑の要旨）

大木教育長職務代理人 国分寺市第3次教育ビジョンは前回拝見し、適切に修正いただいていると思いますので、そこらは特に意見はないのですが、別の箇所で少し想像がつかない点がありますので、説明をお願いします。

1ページのパブリック・コメントについてです。意見募集の5番で、「意見を提出できる方」の「⑤当該案件に利害関係のある方や団体」について、どのようなことを想定されているかを伺いたいと思います。

①から④は、意見を提出される権利がもちろんあるとすぐに理解できるのですが、ほか

の場合では⑤のように案件に利害関係のある方や団体は、むしろ意見が言えないというケースもあると思います。今回、ここに意見を提出できるとわざわざ記載しているのは、どのようなことを想定されているのか、もう少し説明ください。

教育総務課長 パブリック・コメントは、本市では、市条例に基づき統一的なルールの下で実施されていますが、意見提出ができる方として、⑤のパブリック・コメントを行う施策等の各案件について利害関係のある方や団体も提出は可能となっています。

一例としては、子どもを市内の学校に通学させている家族や保護者、あとは事業活動を行っている団体も対象になっていると想定しています。

大木教育長職務代理者 伺ったのは5番の中の⑤で、今のお話は①・②・③などの説明のように思います。つまり、本市に在住でも在勤でも在学でもない、あるいは事業活動や広域的な活動をされている方や団体でもない、納税義務のある方や団体でもない方で⑤の当該案件に利害関係のある方や団体とは、どのようなことを想定しているかということです。

教育総務課長 申し上げたのは、例えば市外に住み、市内の学校に通う児童・生徒の保護者や、事業活動を行っている団体、こうした方々もパブリック・コメントの対象者になるという理解です。

大木教育長職務代理者 そのような方からも御意見を頂戴すること自体を否定しているわけではありません。より幅広く御意見をいただこうとする上で、どのような考えで⑤の立場の方から御意見を頂戴しようと思われているかということです。

教育総務課長 これは市の条例の統一的な考え方に基づいて実施していますが、市で行う施策でパブリック・コメントが必要なものは、利害関係を有する方も対象に、より意見を頂戴して施策に反映することを検討する趣旨でこの条例は規定されていると認識していますので、今回の教育ビジョンも市と同様の考え方に沿って意見提出手続を行いたいというものです。

教育長 例えば、これからGIGAスクールの第2弾が始まろうとしており、そこに参画したいICT関係の業者がいて、このような方向でICTの教育を推進してほしいという意向があった場合、そうした思いをここに意見として提出できるとします。そのことにより、本市のICT教育に意見を述べ、よりよいものを検討していけるという考え方ですか。

教育総務課長 一例としてはそのとおりだと思います。それ以外にも、様々対象となる団体もあるかと思いますが、本市のパブリック・コメント条例については、そこにおいても意見が吸い上げられる仕組みであると条例で位置付けています。

大木教育長職務代理者 今、教育長から挙げていただいた例でイメージは湧いたのですが、私が先ほどからしつこく申し上げていたのが、利害関係がある中で意見が出た時、もし良い意見であっても、反映させることで業者等に利益が生じてしまうことを懸念しました。

先ほど説明があったように、市内在住ではなくても市内に子どもが通う保護者ならば、利害関係があるかどうかは関係なく、保護者として意見を述べるのは当然の権利だと思います。しかし、いわゆる一般的な業者から意見があり、それを反映させた場合、一業者を利することになることを非常に懸念しておりますので、先ほどから利害関係があることについて異論を申し上げました。

あくまでも本市の教育をより良いものにしようということでのパブリック・コメントのため、そのあたりの利害関係については、非常に慎重に検討いただければと思います。

教育長 御意見として承りたいと思います。承知しました。そのほか、辻委員、いかがでしょうか。

辻委員 前回の委員会でも申し上げたとおり、今回の教育ビジョン案は非常に分かりやすく作成されていると思いました。公表に当たり、分かりやすさがより際立つようにカラーで公表されるのかをお聞きしたいと思います。

教育総務課長 本案について、ホームページにはカラーで掲載します。一方、1 ページ目の項番 3「公表場所」、⑬まで記載がありますが、ここに配架するものは白黒の予定です。

辻委員 予算の関係等もあると思いますので、無理を申し上げられないことは承知していますが、ビジュアル的にとても分かりやすくつくっていただいたと思いますので、それがカラーだとより生きてよいのかと思い、申し上げました。

教育総務課長 他課とのバランスもあり、全庁的なルールなどもあると思いますので、カラーで冊子を置くことについて、担当の政策法務課に確認してみたいと思います。

教育長 武内委員、藤井委員からも御意見を頂戴しておりますので、そのあたりも含めて改めて確認をして、パブリック・コメントへとつなげてまいりたいと思います。

2 令和 6 年度中学校部活動等大会参加結果について

(事務局からの説明)

渡辺指導主事 今年度の夏季休業期間等に市立中学校の生徒が各大会等で活動した結果を報告するものです。資料 No. 2 を御覧ください。

全国大会には 2 名の生徒が出場して結果を残しています。全国中学校水泳競技大会で、第一中学校の佐藤励磨さんは男子 4 × 100 メートルフリーリレーで決勝進出、第三中学校の畑中紀莉さんは女子 4 × 100 メートルフリーリレーに出場しました。また両名とも全国 J O C ジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会に出場しました。また関東大会、都大会についても複数の部活動等が各大会で表記の結果を残しています。

なお、1 ページにあります東京都少年軟式野球大会では、9 月 29 日に大会が開催され、国分寺ベースボールクラブが第 3 位になったという報告がありました。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 この夏も子どもたちは本当に頑張ってくれたと思います。

3 国分寺市教育 7 DAYS について

(事務局からの説明)

柴田指導主事 10 月 29 日から実施する「国分寺市教育 7 DAYS」について報告します。資料 No. 3 を御覧ください。

国分寺市教育 7 DAYS は市民の教育に対する関心と理解を深め、学校と家庭、地域社会が連携して本市の教育の充実と発展を図ることにより、心身ともに健康な児童・生徒を育成することを目的としています。

今年度は市制施行 60 周年を記念し、その機運を醸成し、ふるさと国分寺への理解と愛着を深めることも目標としています。関係各課の御協力をいただき、今年度も複数の取組を国分寺市教育 7 DAYS の期間に実施します。各担当課より内容について報告します。

初めに、学校指導課は 3 つの行事を実施します。まずは「60 ショート動画フェスタ」です。市内小・中学生が本市の魅力を P R する 60 秒のショート動画を制作しています。15 校の市内小・中学校で動画を制作しており、各校の代表作を視聴してコメントを寄せ合いま

す。教育総務課と学校指導課では各校の動画を基に、ダイジェスト動画を作成して、ホームページに掲載する予定です。二次元コードからアクセスが可能です。

続いて、10月30日に「コミュニティ・スクールフォーラム」を実施します。令和2年度からの取組で、今年度は第八小学校を会場に、実際に地域人材を活用した授業を参観していただく予定です。その後、第八小学校から取組の報告や、各校の取組状況の情報交換等を行う予定です。また、その様子をオンラインで各校の保護者、地域の方々に配信する予定です。

最後に、11月1日に国分寺市教育センターひかりプラザを会場として、「児童会・生徒会フォーラム」を開催します。小学校と中学校を分科会で分けて、各校の代表者が「国分寺市『すべての人を大切にするまち宣言』」の実現に向け、いじめ防止や自他を大切にする方策を話し合い、自分たちや学校全体でできることを考えます。こちらも今年度はオンラインで各校に全体会や協議の様子を配信する予定です。

学務課長 学務課は「国分寺の給食を味わおう」ということで、例年どおり国分寺まつりでの展示と試食を行う予定です。ただ、従前と異なる点として、今回は国分寺まつりが60周年記念で2日間にわたり開催されるため、11月3日・4日ともに展示を行い、3日は第四小学校で試食会を行う予定です。

今回の試食会のテーマは昨年まで実施していた試食等のアンケートに基づき、「思い出の給食で食べてみたいもの」の中から、実際に第四小学校のホール「ひだまり」をお借りして、小学校は食缶方式でカレーを中心とした給食メニューを、中学校は弁当方式でカレーをそれぞれ提供する予定です。

ふるさと文化財課長 ふるさと文化財課は「謎ときビンゴ」と「レプリカをつくろう」の二つの事業を行います。1点目、10月26日から11月4日まで行う「謎ときビンゴ」について説明します。武蔵国分寺跡資料館や史跡地にヒントがある9つの問題をワークシートに配置し、縦横斜め3問が1列になった場合にビンゴとするクイズです。単に知識だけでなく、現地に行って調べたり、測らないと答えられない問題も配置し、問題を解くというミッションをこなすことで、史跡地や資料館の他の文化財にも触れる機会となるように配慮します。対象は中学生以下で、参加者には参加賞、ビンゴ達成者には景品を出す予定です。

2点目、11月3日に行う「レプリカをつくろう」という子ども向けイベントの説明をします。こちらも対象は中学生以下です。本イベントはシリコン製の型に液剤を流し込み、固めた上で色づけを行うというもので、参加者に人気の高い事業です。例年、実施後のアンケートでもほとんどの参加者から「楽しかった」との声をいただいています。今年も子どもたちが楽しめるようボランティアとともに、事業を盛り上げていきたいと思っています。

公民館課長兼本多公民館長 並木公民館は年間を通して、市民の作品を見ていただく「並木芸術ギャラリー」事業を月替わりで展示を替えて行っています。11月2日から28日の約1か月間に第六小学校、第十小学校、第五中学校の児童・生徒の作品を中心に展示します。例年、お子さんの作品を御覧になるために、御家族が公民館に来ていただくきっかけとなる非常によい事業だと思っています。特にこの3校は多くの方に参加していただき、御協力いただいています。

図書館課長兼本多図書館長 図書館課は、毎年実施する「としょかん福袋」の貸出しを行います。期間は10月26日から11月4日、市内6つの図書館で行います。3冊1セットにした福袋の貸出しで対象者は未就学児、小学生、中学生とその家族です。中学生について

は昨年度から対象者を拡大し、自分たちでは選ばない本が選べると好評をいただいていることから今年度も実施するものです。

柴田指導主事 最後に裏面を御覧ください。各小・中学校の取組の一覧を載せています。昨年度よりコロナ禍前の令和元年度に近い形で、学校の取組を積極的に地域に公開するようにしています。また、地域とつながる機会の一つでもありますので、学校ブログを活用して、各校の取組を積極的に発信するようにお願いしています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 公民館課をお願いします。今回は並木公民館のみでの開催のようですが、先ほどおっしゃったように公民館に保護者も含め御家族でお越しいただく非常にいい機会ですので、可能であればほかの公民館、その学区の小・中学校にも御協力いただいて、ぜひとも広めて、このような催しをしていただければと思います。

公民館課長兼本多公民館長 公民館は様々な企画をする中、そのエリアの小・中学校にもお声がけしています。ぜひ一緒に盛り上げていただけるよう企画していきたいと思っています。

教育長 この期間に、公民館まつりが始まるころもあり、様々な催しが行われますので、多くの市民にお越しいただけたらと思います。教育委員の皆様もぜひ時間がありましたら、様々な事業をやっていますので、御参加いただけたら幸いです。

4 寄附の受領について

(事務局からの説明)

渡辺指導主事 寄附の受領について報告します。資料 No. 4 を御覧ください。今回は国分寺市教育支援センタートライルームに対する寄附で、本市在住の齋藤道様から椅子 12 脚、書籍 156 冊、机 2 台の寄附をいただいています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 書籍が 156 冊と大変冊数が多いですが、どのような内容の書籍でしょうか。

渡辺指導主事 主に児童用の絵本と図鑑、漫画等が中心となっています。

辻委員 トライルームに通われる方たちでぜひ活用していただければと思います。

教育長 大変カラフルでかわいい椅子ですので、子どもたちも大変喜ぶと思います。ぜひ活用していただけたらと思います。

5 第四次国分寺市子ども読書活動推進計画の策定状況について

(事務局からの説明)

図書館課長兼本多図書館長 「第四次国分寺市子ども読書活動推進計画の策定に向けた検討状況について」を報告します。計画の策定に当たり、子ども読書活動推進計画策定委員会委員長の学芸大学教授の前田稔先生に多大な御協力をいただいたことをこの場を借りて報告します。

資料 No. 5 を御覧ください。策定経過、計画(案)の構成、計画(案)の見方をまとめています。内容は資料に記載のとおりです。

続いて、計画(案)の特徴を説明します。特徴は 3 点あります。1 点目、第四次計画で

は体系図を設けています。2点目、子ども読書活動と読書の関係は、子どもを中心として多くの人たちに支えられており、それをイメージ図として盛り込んでいます。3点目、各取組に目標指標を設定しています。

第三次計画では、従来実施している取組に加え、年齢層に応じた対象者別の取組や配慮が必要な子どもたちへの取組など様々な項目を盛り込み、重点7項目を追加して子ども読書活動の推進を図っていましたが、第四次計画は重点的な取組に特化した計画となります。

計画（案）の16ページを御覧ください。第4章の「計画の基本構想」です。本計画の目指す姿は「本と出会い 自ら学び 人とつながり 未来を拓く 国分寺の子どもたち」としました。第四次計画では読書活動推進を行う上で、読書習慣の定着といつも身近に本がある環境、主体的な読書活動が特に大切であるとして、目標1から3に掲げ、加えて読書活動推進に必要な情報、知識の活用、配慮を必要とする子どもたちの読書環境及び情報発信についても取り上げています。

読書環境といつも身近に本がある環境から子どもたち自らが学ぶ土壌をつくり、そこから自主性が生まれ、主体的な読書活動につながると考えています。また本計画は本を通じて発見する喜びや自ら積極的に関わる読書活動を通じ、地域で活躍できる子どもたちを描いた計画としています。この目指す姿を具現化するために6つの目標を設定しています。

18ページを御覧ください。子ども読書を支える環境として、先ほど申し上げたように新たに図を入れて可視化したものです。本計画の目指す姿を実現していくのは子どもたち自身です。そこには本や読書に関わる人たちによる支援が必要です。図書館や学校のほか、育児・子育てに関わる人たちや地域の人たちと連携し、子どもの読書活動を推進していきたいと考えています。

20ページを御覧ください。第5章「取組の方向性」です。目標1の「読書習慣の定着」には、乳幼児から小学校低学年の時期が大切な時期であると考え、保護者に更なる読書活動を行っていただくための働きかけをまとめています。

新たな取組としては、22ページの（3）妊婦とその家族に向けた働きかけで、絵本リストの配布先拡充として、母子手帳交付時に絵本リストの配布、「ぶんじ子育てナビ」を活用した図書館情報の発信を取り上げています。

目標2の「いつも身近に本がある環境」は、いつでも読みたい本が手に届く、学校、家庭、地域での環境づくりを目指します。

新たな取組として、23ページの（1）家庭における読書環境づくり。主な取組は「子ども読書手帳」の配布です。コミュニケーションツールとして絵本等を記録することで読書手帳から成長が確認でき、親子の触れ合いのきっかけとし、また、子ども同士で本を紹介し合うなど、伝え合って子どもの読書が広がる効果を期待するものです。

続いて、24ページの目標3「主体的な読書活動」です。小学校中学年から高校生を対象とした主体的な読書活動として、子どもたちが自発的に楽しみながら読書活動に関わっている、子どもから子どもへ読書を伝え合う意識が定着している、子どもたちが活動を通して地域の一員としての自覚を持ち、地域で活躍できる環境を整えることを目指すものです。新たな取組は上がっていませんが、既存の事業を更に充実させていきたいと考えています。

続いて、26ページの目標4「情報・知識を活用した学習」は、読書によって身につけた知識や情報を活用した、子どもたちの主体的な学習が行われる姿を目指します。新たな取組として、26ページ下段の（1）調べ学習資料の提供による学習支援で、調べ学習資料の使い方ガイダンスを行い、（2）電子図書館を活用した学習支援で、電子図書館の利用促進、

GIGA端末の活用による児童・生徒への学習支援を取り上げています。

目標5「配慮を必要とする子どもたちが楽しめる読書環境」は、配慮を必要とする子どもたちが読書を親しむ環境が整っており、また多様性に配慮された読書活動を目指します。新たな取組は、28ページの(1)だれもが使いやすい図書館環境の整備として、図書館利用の促進、特別支援学級の児童・生徒に対して、図書館利用ガイダンス等の実施をまず掲げています。(3)子どもたちの多様性に配慮した読書活動の支援で、多様な子どもたちへの学習機会の提供や電子図書館の利用を掲げています。

目標6「必要な人に届く情報の発信」は、子どもたち、保護者や家庭、子ども読書に関わる人に必要な情報が行き届く状況を目指します。

新たな取組としては、30ページの(2)対象者別の広報で、児童・生徒向けの情報発信としてオンラインを活用した配信を盛り込んでいます。

計画の内容は以上です。最後になりますが、今後11月下旬からのパブリック・コメント等の意見も伺いながら、年度末の策定に向けて作業を進めてまいります。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 前回伺った不読率の調査についてです。小・中学校とも全国平均よりも多く読んでいるが、平均読書量はむしろ少ないという結果について、新たに分析していただき、拝見して非常に納得できました。今後は朝読書の時間以外も本に触れる機会を増やすということで、図書館の意義が明確になったと思います。

16ページにそれぞれ目標、到達点、取組の方向性とあり、全体的に納得できるのですが、一つだけ3の「主体的な読書活動」の目標の到達点の一番下の「子どもたちが、地域の一員としての自覚を持ち、地域において活躍している」のみ「読書」という表現がどこにもありません。目指していることは先ほどの説明でイメージは湧きますが、ほかは「読書」が必ずキーワードに入るため、ここにも「読書」というキーワードを入れたほうが施策の位置付けが明確になると思います。この点をもう一度検討いただければと思います。

図書館課長兼本多図書館長 読書という視点を考慮し、表現方法を考えていきます。

大木教育長職務代理者 もう1点が、図書館のホームページやエックスを小・中学生とも約80%が閲覧したことがないことを受け、今後は見やすいもの、魅力的なものをアップしていきたいと書いていますが、まさにそのとおりだと思います。

ただ、それだけでは子どもたちにとって図書館がどのような位置付けか、ふらっと行って紙の本を触るとか、ホームページで何かを検索し、目的があるから行くものなのかとか、図書館におけるホームページの位置付けが少しわかりにくいかと思いました。

学校との連携になりますが、例えば学校で市内の図書館にもいろいろあるから一度ホームページにアクセスしてみようとか、授業中に端末を使用して市内図書館の検索等を指導していただくことで、今度は家からもホームページにアクセスしてみようかと思うきっかけになるかもしれません。そのためこの点などは、より学校と連携しながら進めるのもよいと思いました。

図書館課長兼本多図書館長 ヒアリング等も含め、図書館の使い方が分からないという意見もいただいています。今、御意見いただいた内容は学校における読書環境づくりであり、また配慮が必要な子どもたちに対し、図書館利用ガイダンスを行ってみようと考えました。皆さんに図書館を利用してくださいというアピールも積極的に行いたいと思います。

辻委員 18 ページの「子どもの読書を支える環境のイメージ図」は子どもが中心にあり、とてもよいと思いました。それから取組の方向性で新しい取組を幾つか紹介いただきましたが、目標2の中に読書手帳の配布がありました。読書記録はとてもいいことだと思いますので、ぜひこれが進めばと思いました。一方で、小学校などでは図書の時間を中心に子どもたちが読書ノート、自分の読書記録をつける習慣が学校主導で行われていると思います。そういったことを考えますと、むしろ本市の図書館が配布する読書手帳は、小学校入学前の未就学児と保護者や、中学生などにニーズがあるのかと思いました。

せっかく妊婦の段階から絵本リストを配布しており、保護者がこのような本を赤ちゃんの頃に読み聞かせたという記録は、後に子どもにとっても宝物のようなものになると思いますので、そのような活用の仕方が考えられると思いました。

中学生はなかなか図書館に足を運ぶことが難しいかもしれませんが、読書手帳を例えばアプリのような形で提供し、スマホに自分で記録をつける、ポイント制にしたら楽しめるなど、様々な工夫が考えられる取組だと思います。

図書館課長兼本多図書館長 読書手帳については、策定検討委員会の中でも少し話があり、中学校は把握できていないのですが、小学校はこのような手帳をつけている話も伺っています。図書館で行ったこの読書手帳を今後につなげていけるのかは、ひとつの課題だと図書館課として考えています。また、読書手帳のアプリやポイントについても今後の検討材料にしていきたいと思います。

教育長 これから内容も具体的に検討を進められればと思いますので、こういったターゲットに絞っていくか、こういった方法で行うかも含め、連携の在り方なども御意見いただいたので、そのあたりも含めて検討いただけたらと思います。

〔その他〕

な し

〔閉会〕

午後2時32分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 1 番 辻 亜希子

4 番 大木 桃代

調製職員 廣瀬 喜朗